

低圧

# 個別要綱等以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2024年8月1日実施

中部電力ミライズ株式会社

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、当社が定める定型約款のうち「基本契約要綱」という文言が含まれる要綱および個別要綱または供給条件（以下「個別要綱等」といいます。）にもとづき低圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

なお、個別要綱等が変更された場合は、変更後の個別要綱等をいいます。

### 2 適用期間

適用期間は、供給区域によって次のとおりといたします。

イ 愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

2024年8月の検針日から2024年11月の検針日の前日までといたします。

ロ イ以外の地域

2024年8月1日から2024年10月31日までといたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、個別要綱等にもとづき電力量料金または料金を算定する際に、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間において使用された電気に係る電力量料金または料金は、個別要綱等に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が本供給条件の別表（燃料費調整）2(2)イ、ロまたはハにより算定される場合は、本供給条件の別表（燃料費調整）3によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が本供給条件の別表（燃料費調整）2(2)ニにより算定される場合は、本供給条件の別表（燃料費調整）3によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

### 5 その他

その他の事項については、個別要綱等に定めるところによるものといたします。

ます。

## 別 表（燃料費調整）

### 1 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、個別要綱等によって平均燃料価格として算定された値といたします。

### 2 燃料費調整単価

#### (1) 基準となる燃料費調整単価

イ 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、個別要綱等によって燃料費調整単価として算定された値といたします。

ロ 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

(イ) 愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県の場合

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2024年4月1日から 2024年6月30日までの期間	2024年8月の検針日から 2024年9月の検針日の前日までの期間
2024年5月1日から 2024年7月31日までの期間	2024年9月の検針日から 2024年10月の検針日の前日までの期間
2024年6月1日から 2024年8月31日までの期間	2024年10月の検針日から 2024年11月の検針日の前日までの期間

b 低圧深夜電力Aの場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(ロ) (イ)以外の地域の場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2024年4月1日から 2024年6月30日までの期間	2024年8月1日から 2024年8月31日までの期間
2024年5月1日から 2024年7月31日までの期間	2024年9月1日から 2024年9月30日までの期間
2024年6月1日から 2024年8月31日までの期間	2024年10月1日から 2024年10月31日までの期間

(2) 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、個別要綱等において電力量料金の算定にあたり燃料費調整額を差し引くとされる価格の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{ホに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、個別要綱等において電力量料金の算定にあたり燃料費調整額を加えることおよび差し引くことをしないとされる価格の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{ホに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

ハ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、個別要綱等において電力量料金の算定にあたり燃料費調整額を加えるとされる価格の場合で、かつ、基準燃料費調整単価が、ホに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る  
とき

$$\text{燃料費調整単価} = \text{ホに定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

ニ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、個別要綱等において電力量料金の算定にあたり燃料費調整額を加えるとされる価格の場合で、かつ、基準燃料費調整単価が、ホに定める特別措置の燃料費調整単価以上となるとき

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{ホに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

ホ 特別措置の燃料費調整単価

(イ) 愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西），長野県の場合

a 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2024年8月の検針日から2024年10月の検針日の前日までの期間	2024年10月の検針日から2024年11月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	4円00銭	2円50銭

b 低圧深夜電力Aの場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2024年8月の検針日から2024年10月の検針日の前日までの期間	2024年10月の検針日から2024年11月の検針日の前日までの期間
1契約につき	400円00銭	250円00銭

(ロ) (イ)以外の地域の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2024年8月1日から2024年9月30日までの期間	2024年10月1日から2024年10月31日までの期間
1キロワット時につき	4円00銭	2円50銭

### 3 燃料費調整額

(1) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に別表（燃料費調整）2によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 低圧深夜電力Aの場合

燃料費調整額は、別表（燃料費調整）2によって算定された燃料費調整単価といたします。